入札監理小委員会 第555回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第555回入札監理小委員会議事次第

日 時:令和元年9月11日(水)16:57~18:22

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1. 開会
- 2. 実施要項(案)の審議
 - ○実験動物飼育管理業務(理化学研究所)
 - ○女性の活躍推進及び両立支援に関する総合情報提供事業(厚生労働省)
- 3. 実施要項及び契約の変更(案)の審議
 - ○国際航空旅客動態調査
- 4. 閉会

<出席者>

(委員)

浅羽副主查、中川副主查、生島専門委員、辻専門委員

(理化学研究所)

横浜事業所研究支援部 牧田部長 生命医科学研究センター 松田技師 横浜事業所研究支援部 宮本次長 横浜事業所生命医科学・環境資源科学研究推進室 手嶋室長代理 横浜事業所研究支援部契約課 相原課長 契約業務部契約第2課 中村課長

(厚生労働省)

雇用環境・均等局雇用機会均等課ハラスメント防止対策室 溝田室長

雇用環境・均等局雇用機会均等課 粟山課長補佐

雇用環境・均等局職業生活両立課 光永課長補佐

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○浅羽副主査 それでは、ただいまから第555回入札監理小委員会を開催いたします。 本日は、実施要項の審議として、理化学研究所の実験動物飼育管理業務、厚生労働省の 女性の活躍推進及び両立支援に関する総合情報提供事業の2件の審議を行います。

それでは、実施要項につきまして、理化学研究所横浜事業所研究支援部、牧田部長様より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。

○牧田部長 理化学研究所横浜事業所研究支援部の牧田でございます。本日はよろしくお 願いいたします。

まずはお手元の配付資料を用いまして、実験動物飼育施設及びその業務の概要について 御説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

私ども理化学研究所は日本で唯一の自然科学の総合研究所といたしまして、物理学、工学、化学から情報科学、生物、医科学まで広い分野で研究を進めております。本部は埼玉県和光市にございますが、この度、御説明させていただく実験動物飼育施設が設置されております生命医科学研究センターは神奈川県横浜市鶴見区の理化学研究所横浜キャンパスにございます。横浜キャンパスでは、ライフサイエンスの研究を中心に行っております。その中で当該センターは医科学という名称を称しておりますとおり、ヒトの疾患の発症機序、ヒトがどのように病気になっていくかというメカニズムの解明とか、それに基づいた新たな治療法の確立を目指して、マウスなどの実験動物で得られた成果をヒトの免疫研究へ還元する基盤や、マウス細胞などを用いた実験系でヒトの病態を再現するための基盤を構築しております。

本事業はこうしたセンターの研究活動に必要な実験動物であるマウスの飼育施設における施設管理業務、給餌、排泄物の処理等の実験動物の飼育、動物の健康管理業務、動物実験補助作業、飼育器材等の洗浄管理業務を委託するものでございます。具体的には、当該施設へのヒトやマウスの入退室の管理、湿度や温度といった環境管理、消耗品の管理、餌や水の管理、ケージの交換、動物の死体や汚物の処理、マウスの状態観察、器材の洗浄、滅菌、清掃といった動物の飼育管理業務に加えて、当センターの研究者の実験を補助する業務も行われております。このほか、当該施設の特徴でございます、こちらの資料の下側にもございますが、ビニールアイソレーターと呼ばれる無菌マウスや重度の免疫不全マウスの飼育に必要な無菌状態に保たれた特殊飼育施設を用いた実験を行いまして、ビニールアイソレーター内での実験補助も行っております。

これまでは毎月26名程度が従事しております。この9月からは、資料にもございますとおり南研究棟に施設が拡充されましたので、2名増やした現在28名程度の従事者で業務を行っている状況です。施設の目的とか業務の内容について、もう少し詳しく担当部署から御説明させていただきたいと思います。

○松田技師 生命医科学研究センターの松田です。よろしくお願いいたします。

業務の目的をお話しさせていただきます。まず背景としまして、ライフサイエンス研究を進める上で、現状では動物実験が必要不可欠なものだと考えております。細胞等では血圧をはかることはできませんので、動物個体を使った実験が必要であるからです。動物実験から得られる実験データは科学的に信頼性があり、再現性がなければいけません。そのデータを得るためには、規格化された動物を用いることが必要になります。規格化というのは温度や湿度、騒音や照明など、環境要因が常に一定のある状態でマウスを飼育していくことで、細心の注意を払うことが必要です。飼育管理業務というのはそのような背景があるので、非常に重要であり、労力が必要であります。この飼育管理を専門のスタッフに任せることで、研究者は研究に専念していただいて、研究成果を最大限に引き出すことができると考えています。飼育管理は単に動物を飼育するということではなくて、動物の生理状態を保って管理するという認識で業務についていただいていると考えています。

○牧田部長 よろしいでしょうか。

では、続きましてお手元の資料、実験動物飼育管理業務における民間競争入札実施要項の説明をさせていただきたいと思います。今回の民間競争入札実施に当たりましては、新規事業所が応募しやすいように配慮した5つの変更点を中心に御説明させていただきたいと思います。

まず1つ目といたしまして、現在の実施状況や施設の状況を開示することにいたしました。実施要項の4ページから6ページになりますが、これまでは4ページに記載されておりますとおり、対象となる施設の最大収容数のみを仕様書に記載しておりました。5ページから6ページには、今回新しく実際の飼育状況がわかるように詳細な情報を開示しました。また、ページを進めていただきまして、9ページから11ページにかけましては、仕様書に記載されましたそれぞれの作業項目が実際どのくらいの頻度で過去に実施されていたのかを示しました。

ページが飛んで大変恐縮ですが、40ページを御覧いただきますと、ここからの別紙3に当たる部分でも、従来の契約の実施状況の情報について記載しております。さらに、後

のスケジュールのところでも御説明させていただきますが、これまで実施していなかった 入札説明会及び同日の施設見学を実施するとともに、過去の業務報告書や手順書について も入札書提出期限までの間、応札予定の希望者に対しては閲覧を可能とする予定でござい ます。

2つ目といたしまして、入札対象事業者の実施に当たり、確保されるべきサービスの質を明記いたします。資料戻りまして12ページを御覧ください。この施設で飼育されるマウスは、医科学研究に供されることを目的とした実験動物であるため、より良質な実験動物の飼育管理を行う必要がございます。そこで、研究所が維持繁殖するマウスは最大6万匹となりますが、受託者の重過失によるマウスの死亡事故がない、0件であること、また、飼育管理業務、健康管理業務、衛生管理業務、その他の業務について、マニュアルに沿った適切な対応をすることを求めております。

3つ目といたしまして、単独では業務を遂行できない場合に、共同事業体での参加を認めることといたしました。資料18ページの(7)にその旨を記載しております。これにより、共同事業体で参加する場合は、たびたびページが進みまして恐縮でございますが、32ページにございます技術審査資料の様式2-1において、どのような体制で業務を遂行するかを記載して提出していただくことで、共同事業体での参加を認めることといたしております。

4つ目として、入札スケジュールの前倒しと入札説明会を実施いたします。改めて18ページを御覧ください。5の(1)といたしまして、入札に係るスケジュールを記載しております。これまでは12月初旬に入札公告を開始しておりましたが、半月程度早めまして、11月中旬としております。さらに、入札説明会及び現場説明会を実施する予定でございます。開札予定も従来より半月ほど早く設定し、新規業者が落札したとしてもスムーズに引き継ぎができるように配慮しております。

最後に5つ目といたしまして、これまで最低価格落札方式だったところを総合評価落札 方式とし、応札者からの提案を受け入れる形といたしました。もとの資料20ページを御 覧ください。6ポツといたしまして、「落札者を決定するための評価の基準その他落札者の 決定に関する事項」を掲載しております。本件は総合評価の基準を定め、評価項目及び落 札事業者に提出を求める技術審査資料については、29ページ目以降の別紙1及び別紙2 の様式を使用します。

以上の変更点5つ以外に、2年間の請負契約という点は従来と変更の予定はございませ

ん。その他一般的な事項につきましては、この場での説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございましたが、実施要項(案)の御説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○浅羽副主査 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの実施要項(案)の御説明につきまして、ご意見、ご質問のある委員におかれましてはご発言をお願いいたします。辻委員。

- ○辻専門委員 御説明ありがとうございました。資料の7ページ目でございます。業務の メニューが書いてございまして、このところ、「動物実験(中央支援業務)補助作業」と幾 つか例示が書いてございますけれども、例えば気になったのが過剰排卵処理とか、精管結 紮マウスの作製、各種臓器の摘出とか、かなり専門的に見える内容が書いてございますが、 趣旨としてはここに書かれたものの作業を補助するという趣旨なのか、それともここに書 かれている作業全体をするという趣旨なのか、どちらでしょうか。
- ○松田技師 基本的にはここに書いてある作業をするということで、全体の実験の流れの 一部を担っていただいているという認識です。
- ○辻専門委員 例えばここの臓器の摘出作業に関しては、まさに摘出作業を実施するわけなのでしょうか。
- ○松田技師 そのとおりです。
- ○辻専門委員 それから過剰排卵処理、精管結紮とか、この部分に関しては全体をやって もらうという。
- ○松田技師 おっしゃるとおりです。
- ○辻専門委員 こういう作業は、例えば獣医とかがやるのかなと素人的に思ってしまうのですけれども、獣医以外でもできるものなのでしょうか。
- ○松田技師 そうですね。我々スタッフも含めて獣医師はおりませんので、専門知識と手技を持った者たちが作業しているということです。
- ○辻専門委員 ですと、例えば29ページ目でございます。実施体制の2.2専門性・能力というところに、専門性を有する職員の有無と書いてございまして、ここはおそらく今のお話ですと、獣医であるかどうかはあまり問わないように見えるのですが、例えば獣医以外にどんな資格を求めていらっしゃるかということはどこか実施要項に書いているのでしょうか。
- ○松田技師 今、ページがどこというのはすぐお答えできないのですけれども、実験動物

を使うに当たって民間の資格ではあるのですが、実験動物取り扱いに関する資格がありま すので、そういった資格を有していることを条件に挙げさせていただいています。

すみません、14ページ目の⑦(ア)、一級及び二級実験動物技術者または動物実験技術者取得後5年以上、云々というところに記載されております。

- ○辻専門委員 それぞれの資格が何名以上とか、そういうところまでは求めないわけですか。この肩書を持っている人間が1人でもいればよろしいのでしょうか。
- ○松田技師 それも書いてあります。

46ページのところです。ここにそれぞれ資格を有するのが何名以上と記載させていただいております。

- ○辻専門委員 最後にもう1点だけです。例えば12ページに、「マニュアルに沿った対応をすること」という表現が書いてございまして、このマニュアルは公表なさっているのか、それとも公表しなくても今回の企画において、受託したりするかどうか考える方々に見せるということは予定していらっしゃいますか。
- ○松田技師 はい。事業者説明会のときに提示する予定でおります。
- ○辻専門委員 どれくらいのボリュームなのでしょうか。何ページぐらい。
- ○松田技師 トータルで言うと、細かいところを含めて書いてありますので、約30ページにはなろうかと思います。
- ○辻専門委員 それは見せるだけですか、それとも写しの交付は可能なのでしょうか。
- ○牧田部長 一応、今のところその場で閲覧していただくことを予定しております。
- ○辻専門委員 わかりました。一旦結構です。
- ○浅羽副主査 ほかに。生島委員、お願いします。
- ○生島専門委員 御説明ありがとうございます。教えていただきたいのですが、こうした 有資格者の方は日本全国に大体、ざっくり何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。
- ○松田技師 いろいろな会社を含めてということですか。
- ○生島専門委員 はい。
- ○松田技師 おそらく正確な数というのは。
- ○生島専門委員 まるっとで。
- ○松田技師 まるっと言えば、実験動物技術者二級以上が約7,500人、動物実験技術者が約450人ぐらいはいるのじゃないかと思います。
- ○生島専門委員 そうすると、今受けている会社は大体何人ぐらい有していらっしゃるの

ですか。

- ○松田技師 おそらく社員が四百五、六十名いるところの半分ぐらいは持っているのではないかと。これも正確な数字ではないので、……。
- ○生島専門委員 イメージとして、なるほど。この会社の競合になるようなというか、同じぐらいの規模の会社は日本でほかに何社ぐらいあるのですか。
- ○松田技師 ほかに言うと、大きくは2社ございます。
- ○生島専門委員 説明会に参加されたのは4社の中に2社の方も入っていらしたのですか。
- ○松田技師 これまではまだ説明会はしていないです。
- ○牧田部長 資料の取得をした会社でございます。。
- ○生島専門委員 ああ、資料の。
- ○松田技師 そうですね。入札のときに資料請求があったという。
- ○生島専門委員 資料請求があったと。
- ○牧田部長 はい。
- ○生島専門委員 お声がけみたいな形は。
- ○松田技師 そうですね。こういう実験動物にかかわる学会が毎年ございますので、そういうところに行った際にはいろいろな業者にお声がけさせていただいて、うちはこういうのがあるのでというのは毎回させていただいています。
- ○生島専門委員 もしほかの業者に変わられたとして、理化学研究所で何か業務がしにく くなる部分とか、懸念されるご不安な部分はございますか。従来の会社と違うところに入 られた場合にどの点がご不安だったりされますか。
- ○松田技師 懸念されるのは、どうしても業務を引き継ぐことが大事になるので、そこが スムーズにいくかどうかというのが心配材料ではあります。
- ○生島専門委員 引き継ぎのどの辺でしょうか。
- ○松田技師 いろいろな作業に当然マニュアルがありますので、そのマニュアルどおりに それを全てきちんと受け継いで、マウス実験動物の飼育管理がきちんと滞りなく行えるか どうかという点です。専門的な技術が必要なところもありますので、そこがきちんと引き 継がれるかどうかという点は心配するところはあります。
- ○生島専門委員 なるほど。でも、少なくとも競合他社の2社でしたら十分になし得るだろうなという。
- ○松田技師 そうですね。実績等々を見せていただいたりとかすると、ある程度の想像が

- つくと思うので、絶対無理というところはないと思うので、そこがスムーズにいくかどう かが心配という点だけであって、大丈夫だろうとは思います。
- ○生島専門委員 逆にその2社以外で、やり得る可能性がある会社、組織というのは想定 されるところはございますか。
- ○松田技師 2社以外では、多少規模は小さくとも同じような業務をやっている会社はあるので、そういったところがもし参入を考えていれば、可能性としてはあると思います。
- ○生島専門委員 そういったところにも情報は行っているのですか。
- ○松田技師 そうですね。情報は……。
- ○生島専門委員 学会からといった。
- ○松田技師 そういうところで、そうですね、学会には他の業者もいますので。
- ○生島専門委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○浅羽副主査 中川委員、お願いします。
- ○中川副主査 御説明ありがとうございました。昨年度のヒアリング結果によると、人員 の確保が難しいというコメントがあるのですけれども、これは先ほどおっしゃられた大手 2社のコメントですか。
- ○松田技師 そうです。
- ○中川副主査 なるほど。そうすると、大手2社でも人員の確保が難しいようなほど専門性がある。
- ○松田技師 そうですね、専門性はあります。
- ○中川副主査 必要だと。
- ○松田技師 ある程度の専門性は必要であると考えています。ここで書いてある特殊飼育室で扱っている飼育器材はそんなに多く取り扱っている、ほかの施設がないというのが1つあるので。
- ○中川副主査 実質的には、現事業者しかできない状態ですか。
- ○松田技師 できないことはないと思うのです。他社もできる人はいるのですが、ほかのところにも事業所、当然人員を配置しているので、その人数が増えていれば参入できるでしょうし、こちらに魅力を感じてもらって、そっちの業務からこっちに移ってもらうということまで考えていただければ、事業自体はできると思います。
- ○中川副主査 応札に関して、それ以外の、人員の確保以外で何かハードルの高さはある のでしょうか。

- ○松田技師 人員の確保が一番だと。ほかにぱっと思い浮かぶのはないかと思います。
- ○中川副主査 そうすると、そこがクリアしないと応札は増えないという結論になりますか。
- ○松田技師 そうですね。今回、実際の業務内容を開示することによって、今までは最大数でしか把握できなかったところを、実際はこれぐらいの業務が必要というのを開示することで、手を挙げにくかった業者も、これだったらできるかもしれないと感じてもらえるのではないかと思います。
- ○中川副主査 過剰に見積もっていた可能性があるということですか。
- ○松田技師 過剰というよりはどうしても規模が一番、最大数使う場合しか開示していなかったので、全部いっぱい満員状態で全て行うということはないので、その中で実際はこのぐらいの稼働規模ですよというのを開示することで、敷居は下がるのではないかと考えます。
- ○中川副主査 もしこの点が一番大きなハードルであれば、これから行われる説明会でそのあたりを丁寧に御説明されたほうがよろしいかと思いました。
- ○松田技師 そうですね。
- ○中川副主査 よろしくお願いします。
- ○浅羽副主査 ほかいかがですか。辻委員。
- ○辻専門委員 4ページ目、よろしいでしょうか。資料の4ページ目でございます。

下に「bioBubble飼育システム」という言葉が書いてあるのですけれども、これは専門家の方が見れば、ああ、あれかなとすぐわかるようなものでしょうか。

- ○松田技師 業界の方ならわかると思います。
- ○辻専門委員 使用方法等、注意点等ももう皆さん知っていらっしゃるというような機械 なのでしょうか。
- ○松田技師 そうですね。一般的なものなのでわかると思います。
- ○辻専門委員 これがわからない方は参入してはならないという趣旨とも。
- ○松田技師 そこまでではないですけれども、おそらくわからない方で参入される方はいないであろうと考えています。
- ○辻専門委員 わかりました。それから、12ページ目でございます。真ん中のあたり、
- (ウ)の健康管理業務、そこに「感染動物の取り扱い」と書いてございまして、これは何 も知らない方が外から見ると、感染した動物も扱わねばならないのかと。ひょっとすると

人間にも感染するようなリスクがあるのかもしれないと思うかもしれませんが、このあたり具体的にはどのぐらいリスクがあるものを扱わせる予定なのでしょうか。

- ○松田技師 あくまでヒトへの感染性の可能性が少しでもある場合は、この方たちには触らせないようにしていて、今でもそうです。
- ○辻専門委員 そういう記載はありますか。安心していいですよと読めるような記載はありますか。
- ○松田技師 記載はしておりません。
- ○辻専門委員 でしたら、できれば今の内容を幾らか書いていただけると、知らない方も 安心して入ってこられるかと思います。以上です。
- ○松田技師 ありがとうございます。
- ○牧田部長 ありがとうございます。
- ○浅羽副主査 私からもお聞かせいただきたいのですが、今回、総合評価落札方式にするということで、基礎的なこと以外で、創意工夫等で勝負ができると変えられたようですけれども、その中で類似業務の実績があるかという項目が29ページの2.1、実施体制のところにあるのですが、この類似業務の実績があるかということについて2点です。今回、共同体でやっていいとなっているのですけれども、その共同体のうちの1つが、共同体でやるということですと、おそらくは規模が1つ1つは小さいということが想定されると思うのですが、小さいところが理化学研究所の、今回ほどの規模ではないけれども、小さいなりのもので同じようなことをやっていたところがあるといった場合には、満点あるいはそれに近い点数を得ることができるのかどうかということが1つ。あともう一つ、受注実績はあるが、本業務と類似していないというのはどういうことを意味するのかと思いましたので、ご教示いただければと思います。いかがでしょうか。
- ○松田技師 最初のご質問ですけれども、点数のイメージとしまして、「非常に」というと ころは動物種や規模、作業内容、施設の特徴の4項目、いずれも本契約と同等であること。 「類似」というのは、動物種が同じで、それ以外の項目のうち2項目以上が同等であること。 と。「やや類似」というのは、動物種が同じでそれ以外の項目のうち1項目が同等である。 「類似していない」というのは、動物種が異なると考えております。
- ○浅羽副主査 今すごく明快に御説明いただいて、よくわかったのですが、入札される方はわかるものなのでしょうか。今の御説明だと、共同体を組む場合には、自分のところはこの種、自分のところはこの種のようにして組み合わせて満点をとりにいくとか、あるい

は満点は無理としても12点をとりにいくとか、そのようなことが何か考えられそうかな とも思ったのです。聞いたらすごくよくわかったのですが、それは何かどこかで書かれて、 もしくは説明されるというようなことがあるのでしょうか。

- ○松田技師 事前説明するようにいたします。
- ○浅羽副主査 ありがとうございます。多分、ここは従前からとられているところは満点になるだろうと新規事業者は当然思うと思うのです。それをそのままやっているので当たり前に満点だろうと。配点が結構高いので、ここで差がついてしまうともう無理かなと。ほかで数点ずついってもここで10点ビハインドを負ってしまったらとかいうふうに思うと思うのですが、伺った内容だと非常に合理的なので、是非わかるようにしていただければ、少しでもハードルは下げられるかと。劇的にかどうかは別といたしましても、少しでも競争性が発揮できるようにお願いしたいと思います。

委員の先生方、ほかいかがですか。

それでは、どうもありがとうございました。時間となりましたので、実施要項(案)の 審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。 ○事務局 特にございません。

○浅羽副主査 それでは、今後実施される予定の意見調整の結果を、後日入札監理小委員会で確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。ただ一方で、今いろいろと私どももお聞かせいただいて、少し説明を加えるとか、いろいろとご回答いただきましたので、そうした点も含めて、より競争性を発揮できるような環境をつくるという前提で、意見の結果というようなことを調整させていただきたいと思っております。理化学研究所におかれましても、そのようにご承知おきの上、ご対応をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございます。

- ○牧田部長 ありがとうございました。
- ○浅羽副主査 今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から 各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたしま す。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項等ございました ら、事務局にお寄せくださいますようよろしくお願いいたします。本日はどうもありがと うございました。

(理化学研究所退室)

○浅羽副主査 それでは、議事の順序が逆転いたしますが、実施要項及び契約変更につきまして先に審議したいと思います。国際航空旅客動態調査につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 事務局より国際航空旅客動態調査に係る民間競争入札実施要項及び契約の変更 について、ご報告させていただきたいと思います。

本件、国際航空旅客動態調査ですけれども、パシフィックコンサルタンツ株式会社と契約を締結し、履行しておるところでございます。履行期間ですが、平成29年6月23日から令和2年3月31日まででございます。業務概要については書かせていただいているとおり、国際航空旅客の需要動向予測の基礎資料作成等に必要な調査を行うということで、旅客ターミナルビル内、制限区域内で調査票に記載される内容についてアンケート調査を行うものでございます。このたびの実施要項及び契約の変更内容ですけれども、従前、中部国際空港を利用するトランジット及びトランスファー旅客を調査対象としておったところを、中部国際空港のトランジット及びトランスファー旅客を調査対象から削除するものでございます。

変更理由につきましては、本事業の調査内容は調査実施期間中に対象空港から出国する 旅客及び東京国際空港、成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港を利用するトランジ ット・トランスファー旅客を対象に調査しておりました。しかしながら、中部国際空港に おいてトランジット旅客が多数搭乗する国際便が撤退したため、従前定めていた目標サン プル数の確保が困難となっております。そのため、先ほど申したとおり、中部国際空港を 利用するトランジット及びトランスファー旅客を調査対象から削除することとしたもので ございます。

事務局からの説明は以上です。

○浅羽副主査 どうもありがとうございます。

小さな変更でやむを得ないことではないかと思いますけれども、委員の皆様、いかがで しょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

- ○浅羽副主査 それでは、やむを得ないものとして、本日をもって小委員会での審議は終了したものとみなします。ありがとうございました。
- ○事務局 ありがとうございます。

(厚生労働省雇用環境・均等局入室)

○浅羽副主査 それでは、引き続きまして、厚生労働省の女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業の実施要項につきまして、厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課ハラスメント防止対策室、溝田室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明につきましては15分程度でお願いいたします。

○溝田室長 厚生労働省雇用環境・均等局、溝田と申します。どうぞよろしくお願いいた します。

それでは、お手元の資料に沿いまして、私どもが実施しております女性の活躍推進等の総合的情報提供事業について御説明させていただきたいと思います。競争入札におきまして、応札企業1社ということが続いており、今回、競争性の確保を図るための見直しを行っているところでございます。

資料はB-2、実施要項を見ていただきたいと思います。まず本事業の目的についてでございますが、資料 3ページ、2の(1)に記載してございます。本事業につきましては、女性活躍推進法に基づきまして、企業において女性の活躍に資する企業情報の公表とか、法律に基づく行動計画の公表等、これを女性の活躍推進企業データベースにおいて公表しております。また、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、行動計画を策定し、その計画の公表、「プラチナくるみん」という取組が進んでいる企業においては認定を受ける仕組みがございまして、その実施状況についても公表しております。それが両立支援のひろばのサイトとなっております。この両サイトにおきまして、企業の取組情報を広く公表して、これから仕事を探す求職者や学生の方にも広く活用いただき、積極的に女性の活躍推進や両立支援に取り組んでいる企業を仕事先として選べるように、そういう仕組みにしておりまして、それにより女性の活躍推進や両立支援の促進を図ることを目的としてございます。

事業につきましては、お配りしております資料のポンチ絵、資料B-3を御覧いただきたいと思います。総合的情報提供事業ということで、事業の全体を記載しております。事業の中身として大きく3点ございまして、総合的情報提供事業の1番目が一番主たる事業となります。そのほかに2番目としまして、仕事と育児カムバック支援サイトの運営、3点目としまして検討委員会設置・運営も含まれています。総合的情報提供については、先ほど申し上げましたとおり、女性の活躍推進企業データベース、オレンジの部分になりますが、これがサイトとして1つ大きな部分を占めております。

女性活躍推進につきましては、女性活躍推進法により、労働者数301人以上の企業に

大きくは4点の義務を課してございます。当該企業における女性の活躍の推進状況を把握して、課題を分析するというのがまず1点目です。2点目は、状況を把握した上で、また課題を分析して、それを踏まえて女性の活躍に資する数値目標を盛り込むということにしております。数値目標を盛り込んだ行動計画の策定、それから社内の周知、外部への公表、ここまでが2点目の中身となります。3点目が、労働局への行動計画の届出を行うこと。4点目としましては、企業の取組の中で、例えば労働者に占める女性労働者の割合などの実態、女性の活躍を進めている状況について公表を義務付けております。

資料に戻りまして、データベースを見ていただきたいと思います。チェックが5つあります。データベースの管理の中身が5点ございまして、チェックの1点目は女活法に基づくデータの確認・掲載とコンテンツの管理です。企業の取組についてサイトへの入力、これは企業が主体的にといいますか、独自に行うものでございまして、その企業が策定した行動計画がサイトに入力された段階で、法令遵守された適正なものかどうかを事業者が確認するような仕組みになってございます。入力に当たりましては、チェックの2点目にありますように、企業がサイトの掲載方法等について事業者に問い合わせをしながら、入力することになってございます。

また、広く企業の取組情報を登録していきたいということがありますので、事業者におきましては登録の勧奨なども行っていただくことにしております。さらに、企業やユーザーとなります学生、求職者の方が見やすい、あるいは検索しやすい利便性を上げるということで、入力画面の改修なども事業者に行っていただくことにしております。

最後にチェックの5点目ですけれども、行動計画の実施に当たりましては、定期的に少なくともおおむね1年に1回はデータの更新、取組の推進状況についてデータを更新することになっておりますので、それが円滑に行われているかも事業者にチェックしていただくという仕組みにしてございます。

この女性活躍データベースがどのくらい活用されているかということでございますが、本年8月末現在、女性の活躍に関する企業情報を公表している企業が約1万1,000社、また法律に基づく行動計画を策定・掲載している企業が約1万3,600社、それからデータベースへのアクセス・閲覧につきましては、平成30年度は年間を見ますと約26万3,000件のアクセスが見られるところでございます。

次に、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画等の掲載ということで、右側の緑色 の両立支援のひろばを見ていただきたいと思います。こちらにつきましては労働者数10 1人以上の企業に対しまして、仕事と子育ての両立を図るための行動計画の策定、公表を 義務付けております。また、先ほども申し上げましたが、取組が非常にすぐれた企業にお きましては、プラチナくるみんの認定を受けられるといった仕組みにしております。プラ チナくるみんの絵柄については、ひろばの中の一番下の右側に図が入っておりますけれど も、これを名刺とかホームページに掲載して、両立支援に積極的に取り組んでいる企業で あることをアピールできるということになっております。

それでは、ひろばのサイトに当たりまして、どういう内容で展開しているかということですけれども、チェックが4点ございます。次世代法に基づくデータの確認・掲載とコンテンツの管理ですが、こちらも企業が自主的に入力するものでございます。その入力された行動計画が法に基づくものになっているかどうかを事業者にチェックしていただきまして、法令遵守の計画であればサイトにアップすることにしております。企業が入力に際してサイトの掲載方法について疑義がある場合には、事業者に問い合わせをすることになっております。また、このひろばにおきましても、労働者あるいは企業がアクセスしやすいように、情報の内容につきましても維持・管理が図られるように、事業者におきまして管理しております。また、最後のチェックですけれども、一定期間を経ましてデータを更新する仕組みになっておりますので、更新がきちんと行われているかを事業者がチェックして、更新がなされていない場合には企業にアラートで配信してお知らせするという仕組みにしているところでございます。

両立支援のひろばの活用状況ですが、本年8月末現在で、次世代法に基づく行動計画の 掲載企業は約6万8,000社でございます。また、ひろばへのアクセス、閲覧している件 数につきましては、平成30年度、年間約23万7,000件ということで、広く活用され ているところでございます。

この情報提供の事業の中では、中ほどにありますけれども、好事例の収集を行っております。女性の活躍推進両立支援の取組に積極的な企業につきましては、ヒアリングを行って好事例として収集しまして、その中身を参考にして取り組んでいただけるよう同じサイトの中で公表しております。さらに、この情報提供事業そのものを広く周知して、活用いただくためのリーフレットを作成し、企業向け、労働者向け、あるいは学生向けに発送しまして、広く周知・広報を行っているところでございます。

全体の事業の中で一番大きいものが今申し上げた総合的情報提供でございますが、左下 にありますように、カムバック支援サイトも運営しております。これは育児休業から復帰 する、あるいは育児を機に一旦退職して再就職を希望する女性労働者の方に、再就職の情報、子育て支援の情報を提供するサイトでございます。

そして3点目、右下にございますが、検討委員会の設置・運営を行っております。この検討委員会ですけれども、サイトの内容をより充実させて、企業や労働者の方から活用されるためにどういう見直し・改修が必要かということを、専門家の方に委員として参加いただいて、検討をいただいているものでございます。事業そのものの充実ということでは、女性の活躍推進、両立支援といった内容について、専門的な知識を持っておられる有識者の方にお願いしておりますし、ウェブサイトの使い勝手を上げるとか、広報をより積極的に行っていくためにどうするかといったことにつきましても、それらに知見のある方を構成員としてお願いして、検討委員会で内容の検討・企画を行っているところでございまして、この委員会の運営も事業の一環として進めているところでございます。

次にこの事業を展開するに当たりまして、どういった質を確保していきたいと考えているかでございますが、実施要項の5ページを見ていただきたいと思います。(4)にありますが、大きくは2点ありまして、アの業務内容のところ丸の2つ目、3つ目に書かれておりますけれども、1点目は法令遵守についてでございます。繰り返しになりますけれども、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法の法律に基づく行動計画の情報提供ですので、法律に基づく内容になっているかどうかを十分確認して、法令遵守を図った内容を掲載すべきと考えております。

質の2点目としましては、イの達成目標に書かれておりますけれども、積極的にデータベースを使って企業の取組事例を掲載していきたいと考えておりますので、それに向けた達成目標を設定しております。女性活躍推進法につきましては、義務企業の情報公表を令和2年度に8,000社以上、データベースへのアクセス件数を年間25万件以上ということで設定しております。それぞれの件数でございますが、これまでの実績が年間何件ぐらい伸びてきたかをベースにしまして、今後も過去の実績を確実に実施していくということで、現実的な件数で設定しているところでございます。

最後に、今回の競争性確保のための改善のポイントについてでございます。全体として は4点ございます。

別紙資料1を御覧いただきたいと思います。まず、用語の定義を掲載いたしました。法 律に基づく取組ということもございまして、一般の事業者の方からすると、なじみが薄い 用語が多いという御指摘をいただいておりました。そこで、法律名、法律に基づく内容に ついてはこちらで整理したものを掲載してございます。

見直した2点目は、従来の実施状況の開示についてです。実施要項、別紙資料4を見ていただきたいと思います。情報開示ということで、見開き2ページを掲載しております。 実施に要した経費、実施に要した人員、従来の業務量ということで、データベースの掲載件数を掲載しております。また、先ほど目標達成について御説明いたしましたけれども、目標達成の状況についても内容を掲載しております。これは新規事業者の方に、具体的な事業の積算をするに当たって、どういう実績があって、どういう経費を見込んだらいいのか、このあたりがわかりづらいという御指摘がありましたので、今回これを開示することにしております。

それから、資料がいろいろ飛んで申しわけないのですが、資料B-4を見ていただきたいと思います。見直しの3点目は、公告などの期間のスケジュール見直しを図っております。令和2年度の入札スケジュールを見ていただきたいと思いますけれども、引き継ぎ期間として、落札者決定から業務開始までの期間につきまして49日としております。これは応札に応じなかった企業、事業者の方から、引き継ぎ期間は最低でも1カ月必要ということを指摘されております。事業者に引き継がれた場合には、新たにその事業者にサーバーは準備していただきますけれども、サイトの内容についてはそのまま引き継いでいただくことにしておりますので、今回はおよそ1カ月、49日程度で業務開始までの準備ができるのではないかと考えております。公告期間につきましても、これまで数日ずつ延ばしてきておりますけれども、令和2年度は、28日程度に設定するということで考えております。

最後、事業紹介の説明会の開催を想定しております。令和2年度の枠の下から2段目のところですけれども、入札説明会だけではなかなかわかりづらいということがございまして、これも御指摘いただいたところですが、関心を持っていただく企業を集めて、事前に事業紹介のための説明をしたいと思っております。例えば過去に入札説明会に参加いただいて応札に応じられなかった企業につきまして、参入してもらえる可能性がある企業ということで紹介、広報をしたいと考えているところでございます。

少し長くなりましたけれども、説明につきましては以上でございます。

○浅羽副主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの実施要項(案)の説明につきまして、ご意見、ご質問のある委員 におかれましては、ご発言をお願いいたします。 生島委員、お願いします。

- ○生島専門委員 御説明ありがとうございます。最後にお話がございましたサーバーの関係についてお伺いしたいのですけれども、もともとこちらのシステム設計自体は、今の実施事業者が行ったということですか。
- ○溝田室長 もともとは別の事業者で平成17年度からスタートしておりまして、事業を拡大しながら、構築しながら広がってきた事業となります。スタートした時点では別の事業者で実施しておりました。
- ○生島専門委員 その事業者が開発したシステムは、今の事業者に引き継がれたということですか。
- ○溝田室長 システムの中身については引き継がれているということです。関連してですが、資料の実施要項の15ページを見ていただきたいと思います。(サ)になりますけれども、米印の説明書きの3行上のところですが、受託者は、サーバーを新規に用意し、引き継いだプログラム、データを設定した上で、現行のサイトと同様に動作させることが必要ということです。新規の事業者には新規にサーバーを用意していただいて、これまで開発してきたプログラム、データについてはそれを引き継いで動作をするという仕組みで考えております。
- ○生島専門委員 過去に開発された、もともと開発された企業から今の企業に移るときも このようなやり方でなさって、その際は1カ月でできましたか。サーバーを新たに用意し て、引き継ぐといってもなかなか大変だと思うのです。
- ○溝田室長 平成17年だと古くて、今すぐどのくらいの期間で引き継いだかというのが 申し上げられないのですけれども、また、確認が難しいと思います。
- ○生島専門委員 1カ月の引き継ぎ期間で、システム専門の会社とかで技術者がばーっと行ってやったらできるのかよくわからないですけれども、なかなかハードルが高そうだなと率直に感じたのが1点。それから、平成17年に新規に引き継いだ際に、新たにサーバーを用意してという、結構コストがかかると思うのです。設計の部分で、ハードを買うだけではなくて、それは幾らぐらいかかったのかということと、少なくともそれと同等か、それぐらいのことを予算上ある程度試算されているのかとか、その辺が気になるのですけれども、いかがでしょうか。
- ○溝田室長 予算の額については手持ちがありませんので、確認した上でまた改めて対応 させていただきたいと思います。

- ○生島専門委員 でも、皆さんで見積もられておられるのですよね。これに幾らぐらいか かるだろうというか、このサーバーを新たに用意して、システムを構築していくというコストは含みで予算を考えていらっしゃるのですか。それは幾らぐらいで計算されているのですか。
- ○溝田室長 予算につきましては、今、御指摘のあった内容について試算した上で全体を 構築しております。サーバー一式として計上していたと思います。
- ○生島専門委員 わかりました。そうしたら、過去のそのときに見積もられた金額がどの ぐらい、何をベースに見積もられたかというときに、過去を参照されているのではないか と思うのですけれども、どういうふうに計算されたのか気になるところだと思いまして、 これは結構重たいのかなと思ったのです。
- ○中川副主査 聞き方を変えたらいいかと思うのですけれども、例えば昨年度の金額がありますね。この金額にサーバーの金額は入っているでしょうか、入っていないでしょうか。
- ○栗山課長補佐 すみません、均等課の栗山でございます。昨年度の金額につきましては、 サーバーの運営費用、改修費用のあたりは全部含めて計算して、計上しております。
- ○中川副主査 新しくサーバーを構築する費用は当然入っていないですか。
- ○栗山課長補佐 サーバー管理運営一式という形で積算して出しております。
- ○中川副主査 例えば新規のベンダーが入られるときは、「新規でサーバーを構築し」と書いてあります。かつ、その引き継いだプログラム、データを設置するということが新たに必要になりますね。その部分を加味して、同じ入札にのせていらっしゃいますか。つまり、今やっていらっしゃる会社が明らかに優位になるような内容になっていないですか。
- ○溝田室長 新規に参入される事業者であれば、サーバーを新規に用意しなければいけないけれども、継続の企業であったらば、そこが必要ないから有利ではないかという御指摘かと思います。予算の積算については、過去の実績なども参照しながら計上していますので、今ここですぐに金額的なものは出ないのですが。
- ○中川副主査 金額はいいのですけれども、つまり現事業者がまた来年度入札されます。 当然そこの費用は入らないわけで、新規に構築するような、あるいは新たにそこにデータ を移行作業の費用は不必要ですね。それに比べて新しいベンダーが入札するときに、同じ 土壌に立てるようになっているでしょうかというところが気になるのです。でないと、こ れはどんな会社が応札しても、今の会社が絶対に金額的に有利になります。
- ○中川副主査 そこをご留意されていればいいのですけれども。

○光永課長補佐 両立課の光永と申します。この事業そのものが基本的には単年度事業でございまして、考え方の基本としては、どこの事業者が受けられるにしても、単年度でこの事業をやっていただくという前提の予算措置をしております。したがって、1年間そのサーバーを借り受けていただいて、そして事業を実施していただくという想定ですので、中には企業がご購入のところもあるかもしれませんけれども、当然借りるという手段でもって用意されるところもあるかもしれません。ただ、予算の考え方としては単年度なので、事業の予算措置として組み込むときには、単年度いずれの事業者であっても同様にやっていただくような想定でもって、金額は織り込むという考え方はしております。

○中川副主査 そこはわかりますけれども、今の事業者は明らかにそこが優位ですね。これだけ長い期間やられていると、多分もう購入されていらっしゃると思うのですけれども、その部分が競争性的にどうなのかというのは難しいような気はします。その部分と先ほど生島委員がおっしゃられたとおり、引き継ぎの期間、コストと期間、この2つに関して新しい会社が入りやすくできるような、あるいは少なくとも入札できやすくなるような条件を整える必要性はあるかなという気がしました。ご検討ください。

○浅羽副主査 辻委員。

○辻専門委員 御説明ありがとうございます。別紙資料2でございます。実施要項の詳細、 1ページ目でございます。一番下の(ア)の2個目の丸でございますけれども、内容が法 に沿ったものであるか、公序良俗に反しないかどうか確認すると。それから、同じような 記載がたしか同じく別紙資料2の6ページ目、上から2個目の丸の真ん中ぐらいにも、同 じように法に違反しないか、公序良俗に反しないかを確認すると書いてございます。新し い法律で、なかなか裁判例もないところだと思いますけれども、受託業者としては新しい 法律に照らして、内容に沿っているかどうか審査をするという業務、おそらく通常民間企 業では実施しないような仕事なのかという印象を受けるのですが、このあたり受託者が法 令に照らして、明文に照らして明らかにおかしいという部分であれば解釈できるかもしれ ませんけれども、そうではないグレーに見えるような部分に関しては、厚労省は何かサポ ート等をする予定はあるのでしょうか。

○溝田室長 基本的には事業者で判断いただきますけれども、どうしてもこれが法律違反 なのか否かという判断が難しい事案もあります。そういったときには、事業者から私ども に問い合わせなり確認なりをしていただいて、内容の適正性を保つようにということでお 願いしております。

- ○辻専門委員 気になったのは、このウェブサイトは厚労省のウェブサイトという形になるのか、それとも受託者の名前で出すウェブサイトになるのか、どっちでしょうか。
- ○溝田室長 厚生労働省のサイトとして開設しております。
- ○辻専門委員 気になったのは、外から見ると厚労省のページを見るとこう書いてあったとなりますので、行政官署がこうなっているというふうにアナウンスしているように見えてしまうのですけれども、厚労省としては載せている内容を逐一タイムリーに、リアルタイムで内容を把握しなくてよろしいのでしょうか。気づいたときには受託業者がよくわからないまま、ある解釈に従って内容を審査していて、外から見ると厚労省の公式見解にも見えるようになる事象が発生するのかという懸念があるのですが、このあたりいかがでしょうか。
- ○栗山課長補佐 今ほど溝田から御説明申し上げましたとおり、グレーの事案については随時、今ですと月一、二件ぐらいのペースですけれども、受託事業者から相談を受けてこちらから返しているということをさせていただいておりますので、今のところ、そこの心配はあまりないかと思っております。一般的な企業の取組指針については、企業が自主的に自分の会社から直接入力していただきますので、これについてはサイトの中でも、企業が自主的に掲載した情報ですということを出させていただいております。あと、私どもが見るのは本当に法令違反の部分で、そこについては一定のペースで確認させていただいていると思っております。
- ○辻専門委員 そのあたりこういう何か手続とか決まっていますか。受託者で疑義が発生 した場合に、どういう書式とか、どういう方法で本省に尋ねるとかいう手順はあるのでしょうか。
- ○粟山課長補佐 書式とかいったものは特に決めておりません。
- ○辻専門委員 そのあたり本省と協議しながら、法令の内容、適合性について審査を行う というようなことはどこか書いてあるでしょうか。
- ○栗山課長補佐 別紙資料2の2ページの一番上の丸、掲載方法に関する、これは企業様からのお問い合わせに対する回答ですけれども、2営業日以内ということにしておりますが、この中で解決できないものについては、まず私どもに問い合わせが来ると考えております。
- ○辻専門委員 わかりました。
- ○浅羽副主査 私からも1点よろしいでしょうか。先ほど中川委員からあった点について

の確認ですけれども、実施要項(案)、B-2の15ページ、(サ)は、11ページの8の(2)の中がずっと来ての大もとということで、「受託者は、サーバーを新規で構築し」という部分については、新規事業者だけでなく従前受けていた会社が、単年度事業ですので、引き続きであったとしても単年度で、同じ会社であってもまた新規に契約をするに当たって、「サーバーを新規で構築しなさい」とも読めるのですが、それはそういう解釈でよろしいのでしょうか。もしそれであれば、イコールフィッティングとまではいかないですけれども、ある意味それに近い。動作確認ができているとかいう点でまだ差はありますけれども、あくまで新規で、その分も札を入れるときの金額に入っているのであれば、多少は差が縮まるか、ほかで逆転できる可能性もあるかぐらいに思うのですが、「受託者は」の主語は何を、新規に求めているのは全ての者に対してという理解でよろしいのでしょうか。〇光永課長補佐はい。基本的には全ての者にというふうに、誰それ特定の人を想定しているわけではありません。ですので、今おっしゃっていただいたような流れの中で、単年度の事業ですので、結果的にどういう形になっているかは別として、基本的には毎回毎回、

その事業者に同じことをお願いしているような考え方になります。

○浅羽副主査 ただ、すごく意地悪なことを言っているような気がして申しわけないですけれども、サーバーを新規で構築、従前の事業者はしないだろうとは思うのです。もちろんここまで契約、3月31日までは前の契約、4月1日から新しい契約と割り切るにしても、要は連続して契約すれば、そのままサーバーをのせていくだろうと思うのです。そうすると、新規事業者はその分少し不利な可能性があるかと。すみません、私はシステム等の専門家ではないので、どれぐらいのボリューム感かきちんとわからないですけれども、隣の中川委員などそちらの世界に非常に詳しい人間がそう言う以上は、多分、結構重みがあるものだろうと判断して、私も追加で言わせていただいているのです。何かその点、今の私たちの議論、意見を踏まえた上で、厚労省で、全く差がないというのはどんなものでも無理かもしれなくても、できるだけそれに近づけるようなことは考えられないでしょうか。従前の社を不利にする必要はないと思うのですが、せっかくあるものを一度ぶっ潰してそれを私たちに見せなさいとかいう、そんな無駄なことをしろと言うのではなくて、次の新規事業者が仮に引き継いだ、多分、ここの「受託者は」が新規に引き継ぎを受ける受託者は、できるだけ不利にならない措置を講じるみたいなことが何かないのか。

○溝田室長 そこは考えさせていただきたいと思います。今すぐに答えが出るものではご ざいませんので、御指摘を踏まえまして検討させていただきたいと思います。

- ○浅羽副主査 辻委員。
- ○辻専門委員 追加で恐縮です。別紙資料2の12ページ目でございます。こちらに検討委員会の開催・運営とございまして、「検討委員会を設置・運営すること」とございます。 ここで1点疑問なのは、委員の先生方の人選は厚労省がなさるのか、それとも受託者が委員の先生を探してくるのか、いずれでしょうか。
- ○栗山課長補佐 受託者で候補を選定いたしまして、私どもにご相談いただいて決定して おります。
- ○辻専門委員 となると、受託者が連れていらっしゃった先生については、厚労省とご相談の上で決めるという手順が入るわけですか。
- ○粟山課長補佐 そうです。
- ○辻専門委員 それはどこかに書いてあるでしょうか。厚労省の審査を受けてというようなことは。
- ○粟山課長補佐 すみません、明示的には書いておりません。
- ○溝田室長 審査というよりは受託者が探してきた委員について相談を受けるという、実質的な相談を受けてということですので、審査をしてはねるとかはねないとかいうことではなくて、あくまでもこういう委員の先生でやっていけるかどうかの相談をベースに対応しているところでございます。
- ○辻専門委員 私は、厚労省が主体的になって決めたほうがいいのかと個人的には思ってしまうのですけれども、そのあたりどっちかというと民主的なコントロールというか、大臣のもとにある厚労省が適正な委員を選ぶことも大事だと思いますので、もし厚労省で相談という形で、何か適性等を判断なさる予定であって、気になったのは、言い方は悪いですけれども、受託者でもし適当に連れてきてくればもういいのだろうと思ってしまうと危険だと思いますので、実際どういう観点から決めるかという、最終的には、厚労省も幾らか申請にはかかわるということを明文で書いたほうが受託者側の誤解もなくなるのかと思いました。それが1点目です。

それから、会議の開催に関しては、おそらく遠方の先生とかになってしまうとかなり旅 費がかさむと思いますけれども、例えばテレビ会議とかは許可なさる予定はあるのでしょ うか。

○栗山課長補佐 今のところ東京都内近郊の先生方ということで、その懸念は生じておりませんけれども、場合によっては可能ですので、それを排除するものではございません。

○辻専門委員 そのあたりも、テレビ会議も許す方向であるというようなことも書いていただけると、間口が広がるかと思いました。以上です。

○浅羽副主査 よろしいですか。今の辻委員の発言も、基本的に新規の事業者が何を負担に思うかということで、かえってこの人お願いしますと言って、事務局だけを引き受ければいいと書いてあれば、ああ、そうなんだと思うし、全て丸投げで、すばらしい最終的に完璧な人材を用意しなさいと言っているのか、というようなことがはっきりしていたほうが、自分たちが何をするのかというのが、従前の社だったらばそれは用意していって、例えば「室長にこんなでどうでしょうかね」と言えば、それで、あ、いいんじゃないですかとか、あるいはここにもこんな人がいますよとうまくやっているんだと思いますけれども、そこら辺がわかるということで、できるだけ不安を払拭するというのが意図でございます。 ○溝田室長 わかりました。御指摘いただいてありがとうございます。委員にふさわしい専門家は私どもが情報を持っておりますので、そのあたりこちらから情報提供もしながら、事業者の負担にならないような形で人選をしていくという、それがわかるような形にしていきたいと思います。

○浅羽副主査 よろしいですか。

それでは、時間となりましたので、実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

- ○事務局 先ほどおっしゃられたように、サーバーの構築の件、テレビ会議の件等を確認 いたしまして、また委員にご連絡したいと思います。
- ○浅羽副主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項(案)につきましては、厚生労働省におかれまして、今の2点も含めて引き続きご検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項(案)について必要な修正――必要があればということです――を行い、事務局を通しまして、私ども委員が確認した後に意見招請を行うようお願いいたしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございました ら、事務局にお寄せくださいますようお願いしたいと思います。本日はどうもありがとう ございました。

(厚生労働省雇用環境・均等局退室)

— 了 —